

リサイクルシステムのイメージ(叩き台)

資料5

廃棄物・リサイクル小委員会

第一回自動車リサイクルWG資料

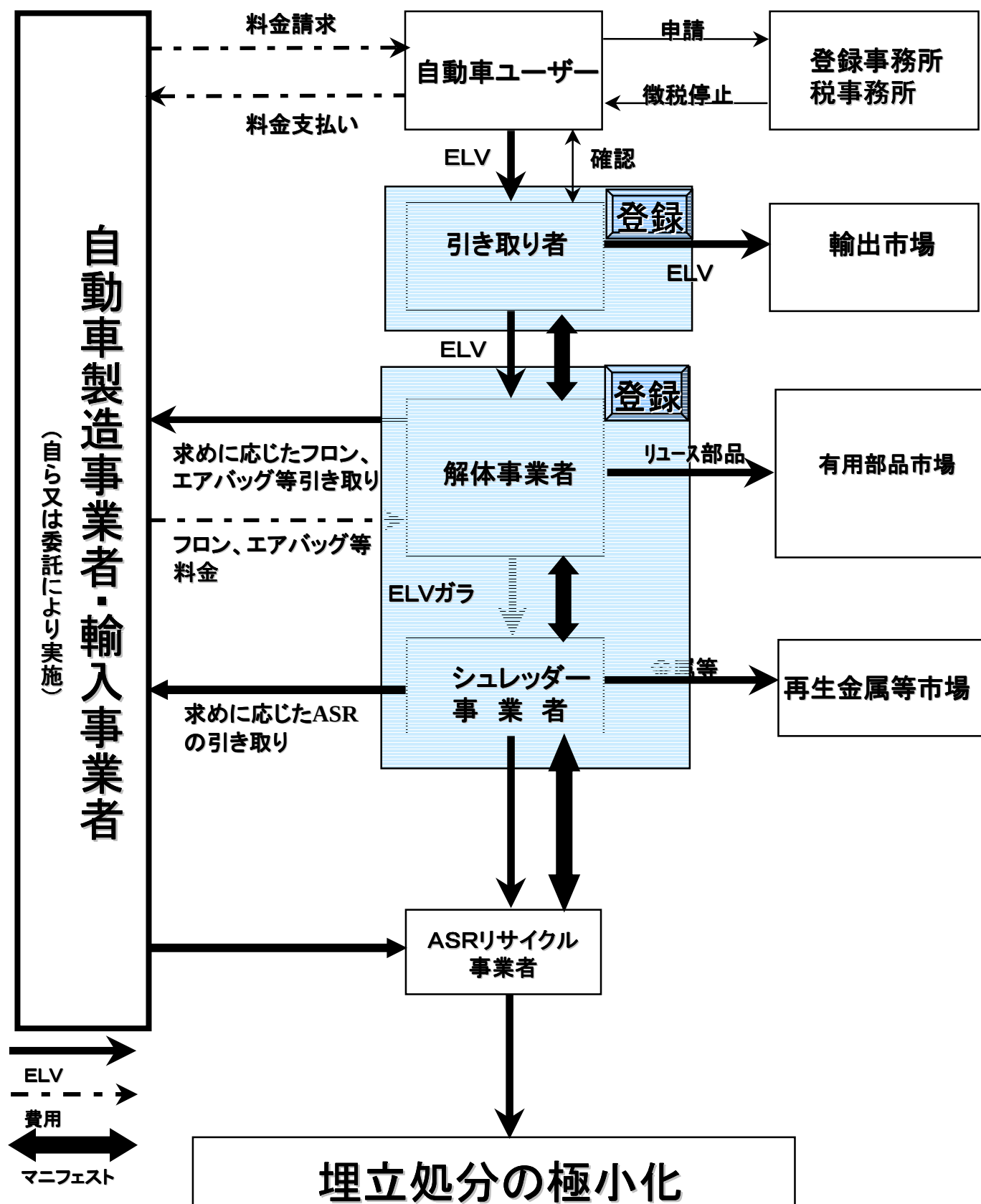


表 使用済み自動車のリサイクルに係わる関係者の役割分担（案）

フ ロ ー	使用済み自動車の排出	使用済み自動車の引き取り	使用済み自動車のリサイクル・適正処理	
関 係 者	自動車ユーザー	引取者（仮称） （新車／中古車販売事業者、自動車整備事業者、自動車解体事業者等）	再資源化事業者（仮称） （自動車解体事業者、シュレッダー事業者等）	自動車製造事業者等 （自動車製造事業者・輸入事業者）
役 割	1)引取者への引き渡し - 使用済み自動車を、「引取者」に対して引き渡す。 2)料金の支払い - 自動車メーカー等の請求に応じて料金を支払う 3)自動車の登録等の手続の実施 - 引き渡した使用済み自動車について自動車の登録抹消等に関する手続を行う。	1)自動車ユーザーからの引き取り - 自動車ユーザーから求められた場合に、使用済み自動車を引き取る。 2)再資源化事業者等への引き渡し - 引き取った使用済み自動車を、再資源化事業者等に引き渡す。 3)管理票の交付 - 使用済み自動車を引き渡すごとに、再資源化事業者等に対し管理票を交付する。 4)使用済み自動車のリサイクル等の実施の確認 - 再資源化事業者及び自動車ユーザーとの関係で、使用済み自動車の解体等を確認する。	1)リサイクルの実施 - 引取者から引き渡された使用済み自動車から有用部品、有用金属等を回収する。 2) 環境負荷発生防止のための措置の実施 - 適正処理及びフロン回収、エアバッグ回収等を実施する。 3) 自動車製造事業者等へのフロン等の引取りの要請 - フロン、エアバッグ等自動車製造事業者等が回収、処理を行うこととするものについて、自動車製造事業者等に引き取りを求め、フロン回収等に関する料金を請求できる。 4)自動車製造事業者等へのA S Rの引取りの要請 - A S Rについて、自動車製造事業者等に引き取りを求めることができる。 5)管理票の回付等 - 他の再資源化事業者の使用済み自動車を引き渡す場合には、管理票を回付する。 - 使用済み自動車の最終処分を行った場合又はA S Rを自動車製造事業者等に引き渡した場合には、その旨を記載した管理票の写しを、引取者に送付する。	1)フロン、エアバッグ等の引き取り - 自ら製造又は輸入を行った自動車に関して、フロン、エアバッグ等自動車製造事業者等が回収・処理を行うこととするものについて、再資源化事業者から求められた場合には、これを引き取り、自ら又は委託して適切に処理する。 - この際、再資源化事業者の求めに応じてフロン回収等に関する料金を支払う。 2)A S Rの引き取り - 自ら又は委託して製造又は輸入を行った自動車に関するA S Rの引き取りを再資源化事業者から求められた場合には引き取る。 - 引き渡されたA S Rのリサイクルを、自ら又は委託して実施する。 3)フロン等の処理及びA S Rのリサイクル等に関する料金の請求 - 自動車製造事業者等は、自動車ユーザーに対しフロン等の処理及びA S Rのリサイクル等に必要な料金を請求できる。
位置付け		1)制度上の位置付けの創設 - 引取者は国又は地方公共団体による登録等を受けなければならない。 - 国が基準等を定める。	1)制度上の位置付けの創設 - 再資源化事業者は、国又は地方公共団体による登録等を受けなければならない。 - 国が適正処理及びフロン回収等並びにリサイクルに関する基準等を定める。	1)指定法人の設置 - 指定法人は、一定規模以下の自動車製造事業者等の委託を受けてフロン等の処理及びASRのリサイクル等を実施する。 - 役割を果たすべき自動車製造事業者等がない場合、指定法人が代わってフロン等の処理及びA S Rのリサイクル等を実施する。
備考		- 引取者以外の者は、自動車ユーザーから使用済み自動車を引取者に取り次ぐ。 - 引取者は、引き取った使用済み自動車のリサイクル等が適切に実施されず環境への悪影響が発生した場合、その支障の除去のための役割を担う。 - 使用済み自動車の輸出事業者についても、制度上の位置付け及び役割を規定する。		- フロン、エアバッグ等及びA S Rの引取りに当たっては、管理票等による確認、引取場所の指定、荷姿・性状等所要の条件設定を行う。 - 料金については予め公表する。